【紀要委員会企画】

[報告]

本学における看護師特定行為研修の特色

佐久間 佐織 鶴田 惠子 藤本 栄子 山村 江美子 藤浪 千種 天野 薫

聖隷クリストファー大学看護研修センター

Characteristics of Training Center for Nurses Pertaining to Specified Medical Practice at Seirei Christopher University

Saori Sakuma, Keiko Tsuruta, Eiko Fujimoto, Emiko Yamamura Chigusa Fujinami, Kaoru Amano

School of Nursing, Seirei Christopher University,
Training Center for Nurses Pertaining to Specified Medical Practice

≪抄録≫

本学は2018年に看護師特定行為研修指定研修機関に指定され、2019年から研修を開始した。開講区分は「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の1区分で、4年間で16名の修了者(見込み含む)を輩出した。2023年度からは「在宅・慢性期領域パッケージ」が追加となる。本報告では、本学における特定行為研修の実際と特色についてまとめ、高度実践看護師育成に向けた今後の課題、方向性について述べる。

≪キーワード≫

看護師特定行為研修、特定行為、療養生活支援看護論

I. はじめに

わが国では急速な少子高齢化が進むなか、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、保健師助産師看護師法の一部が改正され、2015年10月より特定行為に係る看護師の研修制度(以下、特定行為研修)が施行された。

特定行為研修は、特定の看護分野において、高度な専門知識・技術を習得し、熟練した看護を提供すると同時に、看護職者のケア技術の向上に寄与することのできる看護師を育成することを目的としており、2025年に向かい医療ニーズが増大するなかで、地域に資するために活用が期待されてきた。現在、制度開始から7年が経過し、特定行為研修修了者数は6,324名、指定研修機関数は47都道府県338機関(2022年9月時点)となっている(厚生労働省,2022a)。

静岡県内の特定行為の指定研修機関は、13機関であり、本学は県東部の富士病院とともに、2018年に静岡県で初めて特定行為研修の指定機関の認定を受けた。本学が所在する県西部地域では、現在、聖隷福祉事業団、聖隷三方原病院、浜松医科大学病院と本学の4施設が指定研修機関となっている。

本学の特定行為研修は 2019 年 4 月より開始され 4 年を迎えた。開講区分は「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の1区分で、2023 年 3 月までに16 名の修了者(見込みを含む)を輩出している。特定行為研修の指定機関は大規模病院による運営が大多数のなか、本学の特定行為研修は地域でのケアの質の向上を図るために、訪問看護事業所や高齢者施設、中小規模病院といった自施設での受講が困難な看護職にも研修の機会を拡大することを目的としている。そして、2023 年度から地域医療において特定行為をより多くの機会で活用できるよう、在宅・慢性期領域パッケー

ジを追加することとなった。

本稿では、本学における特定行為研修の実際と特色についてまとめ、高度実践看護師育成に向けた今後の課題、方向性について述べる。

Ⅱ. 本学の特定行為研修の概要

1. 定員、期間、開講区分、修了要件

定員は5名で、研修期間は4月から3月の1年間である。開講区分は『栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連』の1区分であり、修了要件は、共通科目8科目(270.7時間)と区分別科目(栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連)3科目(16時間)を履修し、筆記試験または観察評価に合格することである。さらに、区分別科目(栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連)については「持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整」「脱水症状に対する輸液による補正」の2つの特定行為があり、実習において各行為につき5症例の経験が必要となる。(表1)

2. 教育理念

本学は、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を実現するために、隣人愛に根ざした高度な看護実践能力をもつ学生を育成することを目指している。

現在、看護は急速に高度化・多様化しており、すでに就業している一般看護師の資質の向上がさらに求められている。本学では、一般の看護師が働きながら特定行為を学べる環境を整え、法改正に基づく特定行為を安全に提供でき、患者やその家族のニーズに応え、人々が安心して暮らせる隣人愛に根ざした地域医療を支える看護師を育成することを目指す。

表 1. 研修内容と時間数

【共通科目】

特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための科目

	研修方法 (時間)			評価	時間数の
科目名	講義	演習	実習	(H-5:	合計
療養生活支援看護論	3	3			6
統合臨床病態生理学・疾病概論	58.7	10.5		2	71.2
臨床推論	28.1	14*	2**	1	45.1
フィジカルアセスメント特論	34.3	10.4*	4**	1	49.7
臨床薬理学特論	29.5	13.5		2	45
統合医療安全・特定行為実践特論	18.4	20.3 (うち 9*)	14**	1	53.7
特定行為共通科目統合演習		再掲(33.4)			
特定行為共通科目統合実習			再掲(20)		
計	172	71.7	20	7	270.7

*印の演習は「特定行為共通科目統合演習」に含まれます。

【区分別科目】

各特定行為に必要とされる能力を身につけるための科目

<栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連>

	研修方法 (時間)			筆記	時間数の
科目名	講義	演習	実習 (観察評価含む)	試験	合計
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関 連-共通科目	5.5			0.5	6
持続点滴中の高カロリー輸液の投与 量の調整	3.5	1	5 症例	0.5	5
脱水症状に対する輸液による補正	3.5	1	5 症例	0.5	5
計	12.5	2	10 症例	1.5	16

3. 受講者の背景

4年間の受講修了者(見込みを含む)は16 名である(表2)。

所属施設は、16名中10名(62.5%)が病院以外(訪問看護事業所、高齢者施設、クリニック)、病院が6名(37.5%)であり、病院以外に所属する看護師が多い。また、同一の病院、訪問看護事業所から継続して受講者が輩出されている。

所属施設のある地域は、16名全てが静岡 県内であり、うち15名は県西部、1名は県 東部(沼津市)であった。

4. 管理委員会

2022 年度の管理委員会の構成メンバーは 17名で、外部委員が8名、学内委員が9名 である。外部委員のうち2名は、実習協力施 設の実習指導医であり、本学の研修の教育方 針や受講者の動向などについて直接情報共有 が可能である。

5. 「療養生活支援看護論」と「スクーリング」

共通科目は、放送大学大学院との単位互換制度により必要な科目を e- ラーニングで受講する。本学ではこれらの科目に加えて、独自の科目「療養生活支援看護論」を開講して

^{**}印の演習は「特定行為共通科目統合実習」に含まれます。

表 2. 4年間の研修修了者数と所属施設

年度	修了者数	所属	属施設 (病院以外)	所属加	五設 (病院)
2019 年度	5名	3 名	訪問看護事業所(2) 高齢者施設(1)	2名	急性期病院(1) 回復期病院(1)
2020 年度	3名	1名	クリニック(1)	2名	急性期病院(1) 回復期病院(1)
2021 年度	6名	5 名	訪問看護事業所(4) 在宅医療支援医院(1)	1名	急性期病院(1)
2022 年度	2名 (修了見込み)	1名	訪問看護事業所(1)	1名	慢性期病院(1)
計	16名	10名 (62.5%)	訪問看護事業所 (7) 高齢者施設 (1) クリニック等 (2)	6名 (37.5%)	急性期病院 (3) 回復期病院 (2) 慢性期病院 (1)

表3. 「療養生活支援看護論」の概要

科目概要

特定行為研修を受講するにあたって、療養者支援の専門職として、隣人愛の倫理性をもとに、療養者の生活の質を向上させるための意義を考え、特定行為研修を受ける姿勢および修了後の看護実践に役立てる意義を明確にする。

到達目標

療養生活支援における特定行為の意義や看護管理について講義から理解し、特定行為を個別療養者の支援において分析・検討し、療養者の生活支援にうまく取り組めるような技法を習得する

- 1. 療養生活支援看護における特定行為の意義を理解する。
- 2. 特定行為を用いた健康維持回復・個別療養者の生活の質向上について理解する。
- 3. 特定行為実践を含めた看護サービス管理・多職種連携について理解する。
- 4. 療養生活支援看護における特定行為に関して、主体的に学習する方法を理解する。

授業計画

17.	坟 栗町画					
	テーマ	内 容				
1)	療養生活支援看護における特定 行為実践の意義	療養者に対する特定行為実施に関する社会的背景、経 緯、及び意義				
2)	主体的学習:特定行為研修にお ける成人学習者としての学び方	成人学習者の学び方の基本を習得、研修における目標 設定学習戦略を提示する				
3)	看護集団の看護管理:特定行為 実施に係る組織的アプローチ	特定行為実施において看護集団の組織的アプローチ、 および看護管理について学ぶ				
4)	医療倫理:医療的ケア提供にお ける倫理	法制度下の特定行為実施について理解し、医療の安全 な提供を目指す倫理観				
5)	療養者の全体像:病態の理解と 生活支援の統合	多様な背景を持つ療養者に対して臨床推論による病態 理解をするとともに、生活支援の視点で治療的介入を 検討				
6)	特定行為のニーズ対応と多職種 連携	特定行為によるケアの必要性を理解し、実施にあたり 多職種の連携の検討				

いる。

「療養生活支援看護論」は、療養生活支援の専門家として、隣人愛の倫理性をもとに、療養者の生活の質を向上させるための意義を考え、特定行為研修を受ける姿勢および修了後の看護実践に役立てることを明確にする授業科目である(表3)。

本科目は、療養生活支援における特定行為の意義や看護管理について理解し、特定行為を療養者の療養生活支援にうまく取りこむための考え方を修得することを目指し、①療養生活支援看護における特定行為実践の意義、②主体的学習:特定行為研修における成人学習者としての学び方、③看護集団の看護管理:特定行為実施に係る組織的アプローチ、④医療倫理:医療的ケア提供における倫理、⑤療養者の全体像:病態理解と生活支援の統合、⑥特定行為のニーズ対応と多職種連携の6コマで構成している。

授業は、講義3時間、演習3時間の6時間で、4月からに月1回程度のペースで開講している。基本的には大学に参集するが、感染状況や勤務状況に応じてオンラインでも実施している。

また、本学では「療養生活支援看護論」に つづき、スクーリングを月に1回程度実施し ている。内容は、学修の進捗状況の確認・共 有や、実習に関するオリエンテーションや振り返りであり、最終日には自施設における今後の展望を発表している(表 4)。

研修期間の前半の4月から7月は、e-ラーニングによる共通科目の受講がメインであるが、業務や生活を調整して学修時間を確保することや、専門的知識を調べて理解するという学習方略に慣れておらず思うように進められないといった困難が推測された。そのためスクーリングでは、教員や受講者同士で学修状況や課題を共有することにより、お互いに励ましあいながら学修の動機付けを促進すること、講義・演習・実習をつなぐことを目指している。

さらにスクーリングのほかにも、受講者が 自主的に学修の課題について話し合う「自主 ゼミ」も実施し、お互いの学修を補完しあう 機会を設定している。

6. 実習

特定行為研修の実習は、共通科目統合実習と区分別科目実習の2つに分けられる。本学の実習の大きな特徴は、共通科目、区分別科目ともに、受講者全員が同じ施設で実習することが挙げられる。実習施設は大学が提携している病院とクリニックで実施している。

共通科目統合実習は、聖隷浜松病院の1施

表4. スクーリングの概要

4 月	特定行為実施の必要性と研修における自己の学習目標
5 月	学習の進捗状況の確認、学習成果の共有
6月	学習の進捗状況の確認、学習成果の共有
7 月	共通科目実習オリエンテーション
8月	共通科目演習
9月	共通科目実習での学び
10 月	区分別実習オリエンテーション
11月	区分別科目演習
12 月	区分別科目実習での学び
2 月	研修成果、自施設における特定行為実施、今後の展望の発表

設、区分別科目実習は、聖隷浜松病院と坂の 上ファミリークリニックの2施設で実施して いる。

聖隷浜松病院では、総合診療医によるマンツーマンの指導や、医療チームの活動への参加、最終日の症例発表会などが実施されている。また、診療看護師や本学の特定行為研修修了生による臨床推論やフィジカルアセスメントに関する実践的な演習や、受講者の背景に応じた症例選定、実践や実習に対する相談など、受講者が安心して効果的に学ぶことのできる環境が調整されている。

7. 広報、啓発活動

特定行為研修を運営する看護研修センターでは、地域の看護師、看護管理者、医療者に特定行為研修について周知することを目的に、年報の作成、看護研修セミナーを開催している。

年報はその年の看護研修センターの活動を まとめたもので、静岡県内の訪問看護事業所、 病院をはじめとする約80施設に配布している。

看護研修セミナーは、地域において先駆的 に特定行為を実践している看護師や特定行為 修了者を活用している看護管理者による講演 と、本学の特定行為研修の修了生による実践 報告を行っている。対象は、県内の病院や訪 問看護事業所に所属する看護職者や看護学生 で、年2~3回程度開催している(表5)。

Ⅲ. 本学の特定行為研修の特色

1. 教育機関による特定行為研修の意義

「療養生活支援看護論」は、本学の特定行為研修の目的である「特定行為を安全に提供でき、患者やその家族のニーズに迅速に応えて、地域医療を支える看護師を育成する」ことを達成するために設定された、本学独自の科目である。この科目では、特定行為が「療養生活を支援する」という看護の質の向上のためにあるということを学ぶ(本田ら、2021、

川村, 2019)。

授業は、特定行為研修制度の社会的、法律 的背景や経緯について理解することから始ま り、特定行為修了者をどう活用するかといっ た管理的な視点や他職種との連携、医療安全 における倫理観などについて学修し、考える 内容となっている。最後は、受講者が研修 了後に所属施設でどのように活動したいのか といった今後の展望について発表し、特定行 為を具体的にどのように地域医療に役立てる かについて議論する場としている。受講者能 かについて議論する場としている。 一次を 持たことが修了後の地域で できる。また、そのことが修了後の地域での 活動の場面での連携にもつながっている。

この科目を学ぶことにより、受講者は、決して医師の業務代行を目的にして特定行為を実施するのではなく、「患者(利用者)のために、看護提供の質向上に向けて特定行為の実施を行うのだ」と、自らの特定行為を療養生活支援の一つであると意義づけるようになる(川村,2019)。

本学のように教育機関が特定行為研修を運営するということは、特定行為研修を「研修」にとどめず、高度実践看護師を育成するという看護教育の一環としての営みとなっているのではないかと考える。

2. 医学的知識や技術の質の担保

看護師の特定行為研修の目的は、特定の看護分野において、高度な専門知識・技術を提供し、熟練した看護を提供すると同時に、看護職者のケア技術の向上に寄与することのできる看護師を育成することにあり、実践力を習得するための実習は重要な学修機会である。

聖隷浜松病院の実習では、総合診療医によって医師の初期研修と同等レベルの内容が 指導されており、医学的な知識、実践につい て質の高い学びが得られている。また、本学

表 5. 本学看護研修センターが主催した看護研修セミナーの概要

実施日	テーマ	講師		
2019 年度	特定行為研修制度の進展がもた	厚生労働省看護課 課長補佐		
第1回	らす看護業務の拡大と看護サー	奥田 清子氏		
6月8日(土)	ビスの質向上	VI 1 / ~ 7 / VI 1 11 14 17 / ~ 12 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14		
2019 年度 第 2 回	特定行為研修の普及活動の方 略〜JCHOの組織的な取り組み	独立行政法人地域医療機能推進機構(JSHO)本部 企画経営部 患者サービス推進課長		
- 第2回 6月12日(水)	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	吉浪 典子氏		
2019 年度	特定行為研修修了者の実践報告	公益社団法人地域医療振興協会 伊東市民病院		
第3回	と修了者を活躍させる看護管理	看護部長 鈴木 和美氏		
8月3日(土)	のあり方	特定ケア看護師 小川 法之氏		
2019 年度	看護師特定行為研修による看護	放送大学大学院文化科学研究科生活健康科学教授		
第4回	実践と看護基礎教育の発展	山内 豊明氏		
7月25日(木)	天成C有吸丛版 次 月*/元成	H11 E0160		
2019 年度	静岡県の看護師特定行為研修と	前東海北陸厚生局長		
第5回	修了看護師への期待と課題	堀江 裕氏		
9月14日(土) 2019年度		·		
第6回	フィジカルアセスメントを用い	放送大学大学院文化科学研究科生活健康科学教授		
2月1日(土)	た臨床推論	山内 豊明氏		
	訪問看護における特定行為に関	医療法人良翔会 訪問看護ステーションみそら管理者		
2020年度	する取り組みと展望	小林 千恵子氏		
第1回		訪問看護ステーション上西所長・管理者 高関 左保氏		
8月29日(土)	【実践報告】 2019年度修了生	静岡県看護協会 訪問看護ステーションいわた 鈴木		
	and the district of the control of t	美保氏		
	テーマ 特定研修修了者の看護力を			
	急性期病院における特定行為研	武蔵野赤十字病院 副看護部長		
2020年度	修修了者の活用と展望 <シンポジウム>	奥田 悦子氏		
第2回	トランホンリムン 指定教育機関における特定行為	聖隷三方原病院 総看護部長		
2月6日(土)	研修修了者の活用と展望	松下 君代氏		
	慢性期病院おける特定行為研修	西山病院 代表師長		
	修了者の活用の現状と展望	辻村 尚子氏		
	テーマ 看護の力で地域を支える			
2021 年度	特定行為研修修了者の診療看護			
第1回	師(NP)として訪問看護ステー	川崎大師訪問看護ステーション療養通所介護まこと管理者 島田 珠美 氏		
8月7日(土)	ションに勤務して	西田 外天 八		
077 / 11(11)	【実践報告】 2019 年度修了生	特別養護老人ホーム浜松十字の園 萩田 妙子氏		
		浜松市リハビリテーション病院 田中 直美氏		
2021 年度	テーマ 地域で活躍する看護の新たな姿 ―診療看護師と特定行為研修修了生―			
2021 年度 第 2 回	地域医療における診療看護師の	鹿教湯三才山リハビリテーションセンター看護師長・診療看護師		
2月6日(土)	役割 モバイルクリニック	萩原 和章氏		
2/10 [(1)	【実践報告】 2020年度修了生	おうちですごす株式会社 武田 零央 氏		
2022 年度 第 1 回 5 月 14 日(土)	特定行為研修制度の現状と「療	聖隷クリストファー大学看護研修センター長		
	養生活支援看護論」の内容	鶴田 惠子氏		
	【パネルディスカッション】 2019 年度修	訪問看護ステーション上西 所長 高関 左保氏		
	了生	聖隷浜松病院 脳卒中看護認定看護師 鈴木 千佳代氏		
	在宅看護における特定行為の実	奈良県訪問看護ステーションみそら管理者		
2022 年度	践	小林 千恵子氏		
第2回		聖隷浜松病院 摂食・嚥下障害看護認定看護師 二橋		
9月3日(土)	【実践報告】 2020年度修了生	美津子氏		
		浜松市リハビリテーション病院 蓮井 歩美氏		

の特定行為研修修了者やプライマリケア領域 の診療看護師により、サポーティブな指導体 制が構築されている。このような実習環境は 受講者の満足度を向上させ、その評価が口コ ミとなり、同一の施設から次の受講者の輩出 へとつながっている。

3. 受講者への支援

特定行為研修の受講に関しては、研修期間が長期にわたることや受講費用の負担が大きいこと、業務や家庭との両立が難しいことなどが課題として挙げられている(富田ら,2021、厚生労働省,2022b)。

受講期間内に修了できるよう本学では、入 講前に学修時間の確保に向けて、所属施設や 家庭との調整について具体的な対応策を考え てもらっている。入講後には各自が業務や家 庭のスケジュールを考慮した学修計画を立案 している。前半の共通科目の受講期間は、週 に半日程度、業務時間に学修時間を確保して もらうことができると学修が進めやすいよう である。月に1度のスクーリングや自主ゼミ である。月に1度のスクーリングや自主ゼミ では、受講者同士、教員と進捗状況を確認し ており、お互いに学修の課題を話し合うこと で、助け合いながら学修することに貢献して いると考える。

しかし、新型コロナの感染状況に応じた対応も重なり、業務時間の調整が困難な状況も多く、とくに所属組織が小規模になるほど、人員の確保や業務の調整は難しくなる。静岡県では、チーム医療及び在宅医療を推進するため、研修派遣機関代替職員確保事業を実施する病院、認知症疾患医療センター又は訪問看護ステーション等の設置者に対し、「研修派遣機関代替職員確保事業費補助金」を交付する制度があり、この制度を活用して研修期間中の代替人員を確保した受講者(訪問看護事業所管理者)もいた。しかし、小規模の訪問看護事業所では、代替人員の確保自体が困難であることが多く、受講期間中の事業所内

での人員配置の調整がとくに難しい。本学に おいても、小規模の訪問看護事業所に所属す る受講者のなかには、業務や人員配置の調整 困難により受講期間を延長せざるを得なかっ た者もいた。

受講費用の負担軽減の対応については、本 学では、厚生労働省の教育訓練給付制度を活 用している。この制度は働く方々の主体的な 能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安 定と就職の促進を図ることを目的として、厚 生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際 に、受講費用の一部が支給されるものである。 本学の特定行為研修は2021年4月より「一 般教育訓練給付厚生労働大臣指定講座」の指 定を受けており、本人の申請により受講者本 人が支払った教育訓練経費の2割に相当する 額(上限10万円)が公共職業安定所から支 給される。しかし、受講費用は50万円以上 であり、経済的な負担は小さくない。受講者 を確保するためにも、経済的支援の制度を活 用していくことも課題である。

4. 地域医療への貢献

少子高齢化の更なる進展に伴い、今後も在宅医療の需要が増加することが見込まれる。在宅での生活を支える訪問看護においても生産年齢人口が減少する中で、特定行為研修修了者を養成することにより質の高く効果的なケアの実施の推進が求められている(厚生労働省、2022b)。しかし、特定行為研修修了者は増加している一方で、在宅や高齢者施設など地域での療養の場において特定行為は浸透していないことが課題となっている(鈴木ら、2021)。

特定行為研修修了者の就業場所は、70%以上が病院であり、訪問看護事業所は5~6%、診療所や介護福祉施設は1%前後にとどまっている(厚生労働省,2022a、田村・飯田・横山,2022)。この要因として、特定行為研修の指定

機関も同様に、大規模病院による運営が多いことが推測できる。看護師が自身の所属施設で受講することは、慣れた環境で学修、実習ができるため、時間的・経済的コストを軽減できるため、時間的・経済的コストを軽減でき、勤務の調整や学修支援の面からも周囲の協力を得やすいと考えられる。一方で、自施設以外で受講する場合には受講者が実習施設を確保しなければならない場合も多く、訪問看護事業所や高齢者施設に所属する看護師にとっては負担が大きいことが障壁となっている可能性がある。

本学の研修受講者は、60%以上が訪問看護事業所、高齢者施設、クリニックに所属しており、病院以外に所属する看護師が多い。本学は、地域への貢献を目指す教育理念のもと病院のみならず診療所や外来、在宅医療にかかわる看護師を受け入れることを目指している点や、受講者全員が連携した同一の施設で実習を行えるという理由で、訪問看護事業所や高齢者施設、中小規模病院といった自施設での受講が困難な看護師も研修を受けやすいのではないかと考える。

しかし、地域の訪問看護事業所や施設に従事する看護師の特定行為研修に対する認知度や関心は低く、必要性を認識している看護師は約半数と報告されている(富田ら,2021;佐藤ら,2020)。本学においても、地域のより多くの看護職者に特定行為研修に対する関心や必要性の認識を高めることを目指して、年報の発行や看護研修セミナーの開催をしているが、受講者の確保は毎年の課題となっている。今後は、修了生の現場での特定行為の実践を報告する機会を拡大し、実際に地域医療の現場での特定行為の効果を伝えることで、受講者を増やし、特定行為を活用して地域医療に貢献できるような人材を育成していきたい。

Ⅳ. おわりに

本学での特定行為研修の4年間の実際と特 色について述べた。これまでは、多くの領域 にわたって必要な行為である「栄養及び水分 管理に係る薬剤投与関連」の1区分のみの開 講であったが、より地域で求められる領域と して 2023 年度より「在宅・慢性期領域パッ ケージ」を追加することとなった。この追加 により、手順書にもとづいた気管カニューレ の交換や胃瘻カテーテルやボタンの交換、褥 瘡などによる壊死組織の除去の実践が可能と なる。在宅・慢性期領域においてより活用の 機会が多い行為が増えることで、地域の療養 者に貢献できる機会が拡大することが期待さ れる。一方で、修得すべき専門知識や技術が 増えることによる質の担保も重要な課題であ る。就業しながら学修することには多重の困 難もあるため、これまで以上に教育機関とし て受講者の学修を支援する体制を整えていく 必要がある。

今後もますます在宅医療の推進が求められ るなか、看護教育機関には高まる地域の医療 ニーズに応えることのできる看護師をより多 く輩出することが期待されている。本学の大 学院では、専門看護師 (CNS) 教育課程があり、 社会の要請に対応した高度実践看護師の育成 が行われている。現在、在宅や高齢者施設な ど地域において活躍できるプライマリケア領 域の診療看護師を育成するためのプログラム の設置に向けて準備を進めている。多様化す る医療ニーズにタイムリーに対応するために は、看護学と医学の視点から包括的なアセス メントが必要となる。体系的な医学知識や技 術を修得し、対象に合わせた療養生活を支援 できるような看護師を養成し、地域における 看護の質の向上に貢献していきたいと考える。

本報告は、厚生労働省 第 30 回医道審議会 保健師助産師看護師分科会 看護師特定行為・ 研修部会において発表した内容を加筆修正し たものである。

謝辞

本報告に貴重なご示唆をいただきました川村佐和子先生、本田彰子先生に深く感謝申し上げます。

文献

本田彰子,藤本栄子,川村佐和子他(2021): 特定行為研修における3年間の取り組み. 聖隷クリストファー大学紀要,30(22),1-8. 川村佐和子(2019):訪問看護師が「特定行 為研修を活用する」ことの意義,訪問看護 と介護,24(11),798-804.

厚生労働省(2022a):第30回医道審議会保健師助産師看護師分科会 看護師特定行為・研修部会 資料1特定行為研修制度の推進について. https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001019647.pdf(検索日:2022年12月26日).

厚生労働省(2022b):第29回医道審議会保健師助産師看護師分科会 看護師特定行為・研修部会 資料4特定行為研修制度の推進について.https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000977761.pdf(検索日:2022年12月26日).

佐藤千津代,鈴木浩子,富田真佐子他(2020): 在宅における特定行為およびその導入に 対する訪問看護師の認識―訪問看護師へ のインタビュー調査―,日本地域看護学会 誌,23(3),23-31.

鈴木浩子, 佐藤千津代, 富田真佐子他 (2021): 訪問看護において医行為に伴い実践する 「生活モデル」に基づく看護一特定行為導 入に向けたインタビュー調査-. 昭和学士 会雑誌, 81 (5), 459-468.

田村香奈,飯田苗恵,横山京子(2022):看 護師による特定行為の実践環境づくりの ための全国の指定研修機関の取組みと課 題の実態.群馬県立県民健康科学大学紀 要, 17, 47-60.

富田真佐子, 佐藤千津代, 鈴木浩子他 (2021): 特定行為研修制度に対する訪問看護師の 認識~訪問看護ステーションへの全国調 査から~, 日本看護科学学会誌, 41, 250-258.